

太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託 特記仕様書

1 委託業務名

太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託

2 業務の目的

太田山公園は、山の形状をそのままに、自然とのふれあいができる公園として長く親しまれ、地域のシンボルとなる公園の一つです。眺望を楽しむ「きみさらずタワー」が平成4年に整備されて以降、大きな改修等は、行われておらず、公園施設の老朽化が進み、再整備を望む意見も少なくありません。

また、令和4年3月にまとめられた、「魅力あるまちづくりに関する市民アンケート」において、「公園の整備」が、「優先度は高く、満足度が低い」とする項目に分類され、多くの方が魅力ある公園の整備を望んでいる結果となりました。

こうしたことから、今後の太田山公園再整備計画策定に向け、施設整備にあたっては、公共の資金だけではなく、民間の資金活用を図るため、事業に関心を示す企業の発掘を進めていきます。

当業務においては、次年度以降予定する企業サウンディングにおいて、企業進出や提案を引き出すために、太田山公園再整備のビジョンとし、公園の可能性を示すモデルプラン等のサウンディングに用いる資料作成を行うものです。

3 委託業務の場所 太田山公園（木更津市太田2-16）

4 履行期間 契約の日から令和5年3月17日まで

5 業務委託の内容

1) 市場動向調査

- ① 全国の市場動向調査（新型コロナウイルス感染症等が与える影響動向の確認）
- ② 全国の先進事例及び評価基準となる施設事例

2) 太田山公園のビジョン策定

- ① 太田山公園の現状与件（建築与件、利活用余地等）確認
及び、市が過年度実施した市民ニーズ調査資料確認
- ② 水面下ヒアリングの実施（3～4社程度）
- ③ 開発の方向性の策定（既存資料を活用したビジョンの策定）
- ④ 現段階で想定される利活用・整備手法・財源確保手法の確認
- ⑤ サウンディングに用いるツール作成
- ⑥ パース作成のための平面プラン、導入機能イメージ設定
- ⑦ 太田山公園のイメージパース作成（鳥瞰2カット）

3) 定例会議（打合せ）の実施

- ① 会議実施

② 会議資料、記録作成

6 成 果 品

- 1) 報告書 2部 (A4版カラー製本)
- 2) 報告書概要版 2部 (A4版カラーで数ページにまとめたもの)
- 3) 関係書類 2部 (パイプファイル綴じ)
収集・整理したデータベース等
- 4) データファイル CD 1部 (①～③の電子データ)

※電子データは Microsoft Office 社製のソフトで作成されたものとし、将来的なデータの加工・更新等が可能な形で納品すること。

7 留意事項

1) 法令順守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者より貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

3) 守秘義務

受注者は、業務上個人情報を知り得る場合は、木更津市個人情報保護条例を遵守し、個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後についても同様とする。ただし、あらかじめ受注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

4) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

5) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願を提出するものとする。

6) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

以上